

2026 年度若手研究集会準備資金取扱規程

2024 年 3 月 18 日理事会決定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本化学繊維研究所（以下「この法人」という。）の有する若手研究集会準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 この法人は、特定資産として、若手研究集会準備資金を設けることができる。

2 若手研究集会準備資金は、2026年度にこの法人が開催を予定する若手研究集会に充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

(積立)

第 3 条 若手研究集会準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

(積立限度額)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、若手研究集会準備資金の積立限度額は 1,000,000 円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、若手研究集会準備資金に要する必要額として、2024 年 3 月 18 日に理事会にて承認された見積額とする。

(運用)

第 5 条 若手研究集会準備資金の運用対象は、次のとおりとする。

- 1 金融機関への預貯金
- 2 若手研究集会準備資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第 6 条 若手研究集会準備資金から生ずる運用益については、当該資金に積立てるものとする。

(取崩)

第 7 条 若手研究集会準備資金は、当該若手研究集会の開催費に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、若手研究集会準備資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(備置)

第8条 この規程及びその写しは、当該若手研究集会準備資金を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、2024年12月1日から施行する。